

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	児童相談システム（児童相談に関する事務）
行政機関等の名称	朝霞市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども部こども家庭課こども相談係
個人情報ファイルの利用目的	児童相談業務（児童虐待対応、養護相談等）の運用のために利用する
記録項目	1氏名、2住所、3年齢、4性別、5生年月日、6電話番号、7ファックス番号、8本籍、9国籍、10続柄、11電子メールアドレス、12家族氏名、13家族続柄、14家族性別、15家族生年月日、16在留資格、17在留期間、18滞在開始日、19滞在終了日、20配偶者の有無、21職業・職歴、22役職・地位、23学歴、24資格、25団体加入の有無、26勤務先・通学先、27犯罪・違反・補導歴、28家族職業、29家庭状況、30住居の状況、31趣味・嗜好、32施設入所等状況、33医療機関への支払状況、34収入、35資産状態、36取引状況、37課税・納税状況、38公的扶助の有無、39家族の収入、40児童手当支給状況、41給食費、42水道使用量、43水道開始日及び中止日、44健康状態、45傷病名・傷病歴、46障害の有無・程度、47検診の結果、48検査の結果、49心身の状況、50診療内容、51受診医療機関、52受診医療機関の診療科・診療月、53学業成績、54勤務内容・成績、55主義・主張、56人柄・性格、57顔写真・画像、58運動能力、59受賞歴
記録範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者（1～58） ・児童（1～6、9、12～19、26～29、31、32、44～53、56～58） ・通告者（1～4、29、56） ・要保護児童対策地域協議会代表者会議・実務者会議・個別支援会議構成員、児童虐待防止等検討委員会構成員（1～3、22、26、59）
記録情報の収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本人から収集（1～58） ・通告者から収集（1～4、29、56） ・朝霞市要保護児童対策地域協議会代表者会議・実務者会議・個別支援会議構成員、朝霞市児童虐待防止等検討委員会構成員から収集（1～3、22、26、59） ・朝霞市人権庶務課から収集（1～6、8、10、29、44～46、49） ・朝霞市課税課から収集（1～6、8、10、29、37、46） ・朝霞市総合窓口課から収集（1～6、8～10、16～19） ・朝霞市地域づくり支援課から収集（1、2、22、25） ・朝霞市高齢者・地域福祉課から収集から収集（1～6） ・朝霞市生活援護課（1～6、8～10、29、38、44～46） ・朝霞市障害福祉課から収集（1～6、8、10、29、44～46、49） ・朝霞市こども未来課から収集（1～5、8～10、20、26、29、32、34、40、51、52） ・朝霞市保育課から収集から収集（1～6、10、26、29、34、38、44、45） ・朝霞市地域共生社会課から収集（1～6、8、10、29、44～46、49） ・朝霞市健康づくり課から収集（1～6、8～10、29、44～46） ・朝霞市国保年金課から収集（1～6、10、33、44～48、50） ・朝霞市上下水道総務課から収集（1、2、6、36、42、43） ・朝霞市教育管理課から収集（1～6、8～10、29、45、47、48） ・朝霞市教育指導課から収集（1～6、8～10、29、44～46） ・朝霞市学校給食課から収集（1～5、10、29、41、44） ・朝霞市収納課から収集（1～6、8～10、37） ・朝霞市開発建築課から収集（1～4、6、7、21、26、29、30、34、35、38、44～46、55） ・浜崎・東朝霞・溝沼・本町・根岸台・北朝霞・栄町・泉水・さくら保育園から収集（1～6、8～10、29、44～46） ・朝霞市立朝霞第一・第二・第三・第四・第五・第六・第七・第八・第九・第十小学校・朝霞市立朝霞第一・第二・第三・第四・第五中学校から収集（1～6、10、29） ・さいたま地方法務局から収集（1～5、10、12～15、29、31、44、49、55、56） ・朝霞児童相談所・市区町村・家庭児童相談室から収集（1～6、8～10、12～17、20、21、23、26、27、29、31、32、34、38、41、44～53、55～57）

記録情報の収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・朝霞保健所から収集（1～6、8～10、23、26、29、31、44～48、56） ・朝霞警察署から収集（1～6、8～10、23、26、27、29、31、34、44～48、53、56） ・朝霞消防署から収集（1～6、29、44～46） ・当該児童所属学童保育室・私立幼稚園・社会福祉協議会・私立保育園（公設民営を含む）・家庭保育室・さいたま人権擁護委員協議会から収集（1～6、10、29、44～46、53、56） ・医療機関（1～6、10、29、44～48、50～52、56、57） ・朝霞地区福祉会みつばすみれ学園から収集（1～6、10、29、44～48、56） ・当該家庭地区担当民生・児童委員から収集（1～6、10、26、29、56） 	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	<ul style="list-style-type: none"> ・朝霞児童相談所・市区町村（1～6、8～10、12～17、20、21、23、26、27、29、31、32、34、38、41、44～53、55～57） ・朝霞保健所（1～6、8～10、23、26、29、31、44～48、56） ・朝霞警察署（1～6、8～10、23、26、27、29、31、34、44～48、53、56） ・朝霞消防署（1～6、29、44～46） ・該当児童入所施設（1～6、8～10、26、27、29、31、34、44～48、53、56） ・当該児童在室学童保育室・私立幼稚園・私立保育園（公設民営を含む）・家庭保育室、さいたま人権擁護委員協議会、社会福祉協議会（1～6、10、29、44～46、53、56） ・医療機関（1～6、10、29、44～48、50～52、56、57） ・朝霞地区福祉会みつばすみれ学園（1～6、10、29、44～48、56） ・当該家庭地区担当民生・児童委員（1～6、10、26、29、56） ・朝霞市教育管理課（1～6、8～10、29、45、47、48） ・朝霞市教育指導課（1～6、8～10、29、44～46） ・朝霞市学校給食課（1～5、10、29、41、44） ・朝霞市立朝霞第一・第二・第三・第四・第五・第六・第七・第八・第九・第十小学校・朝霞市立朝霞第一・第二・第三・第四・第五中学校（1～6、10、29） 	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）市長公室市政情報課市政情報係 （所在地）埼玉県朝霞市本町1-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考	法定事務・市独自事務 ※どちらかに○をしてください。	